

岩手県告示第414号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務を行う協会としての指定を解除した。

平成24年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

協会の名称	主たる事務所の所在地	解除年月日
社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	盛岡市菜園一丁目4番10号	平成24年3月31日